

排水の水質基準(排水基準、特定排水規制基準、特定排水基準)一覧表 (令和7年7月1日現在)

		工場・事業場											下水道に接続している場合
		特定事業場 (排水基準)				水質特定事業場 (特定排水規制基準)			その他の工場・事業場 (特定排水基準) 平成18年4月1日から適用				
		豚房・牛房・馬房以外		豚房・牛房・馬房		30 m <sup>3</sup> 以上	10 m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 未満	10 m <sup>3</sup> 未満	豚房・牛房・馬房以外		豚房・牛房・馬房		
30 m <sup>3</sup> 以上	10 m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 未満	10 m <sup>3</sup> 以上	10 m <sup>3</sup> 未満	30m <sup>3</sup> 以上	10m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 未満				10m <sup>3</sup> 以上	10m <sup>3</sup> 未満			
日平均排水量													
有害物質	1	カドミウム及びその化合物				0.03			-				
	2	シアン化合物				1			-				
	3	有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)				1			-				
	4	鉛及びその化合物				0.1			-				
	5	六価クロム化合物				0.2(*1)			-				
	6	砒(ひ)素及びその化合物				0.1			-				
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物				0.005			-				
	8	アルキル水銀化合物				検出されないこと			-				
	9	ポリ塩化ビフェニル				0.003			-				
	10	トリクロロエチレン				0.1			-				
	11	テトラクロロエチレン				0.1			-				
	12	ジクロロメタン				0.2			-				
	13	四塩化炭素				0.02			-				
	14	1,2-ジクロロエタン				0.04			-				
	15	1,1-ジクロロエチレン				1			-				
	16	1,1,2-ジクロロエチレン				0.4			-				
	17	1,1,1-トリクロロエタン				3			-				
	18	1,1,2-トリクロロエタン				0.06			-				
	19	1,3-ジクロロプロペン				0.02			-				
	20	チウラム				0.06			-				
	21	シマジン				0.03			-				
	22	チオベンカルブ				0.2			-				
	23	ベンゼン				0.1			-				
	24	セレン及びその化合物				0.1			-				
	25	ほう素及びその化合物				10(*1)			-				
	26	弗(ふつ)素及びその化合物				8(*1)			-				
	27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物				100(*1)			-				
	28	1,4-ジオキサン				0.5			-				
生活環境項目	1	水素イオン濃度(pH)				5.8以上8.6以下		-		5.8以上8.6以下		-	
	2	生物学的酸素要求量(BOD)				25	60	80	-	25	60	80	-
	3	化学的酸素要求量(COD)				25	60	80	-	25	60	80	-
	4	浮遊物質(SS)				50	70	120	-	50	70	120	-
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		鉱油類		5		-		5		-	
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		動植物油脂類		30		-		30		-	
	6	フェノール類含有量				1		-		1		-	
	7	銅含有量				3		-		3		-	
	8	亜鉛含有量				2(*1)		-		2		-	
	9	溶解性鉄含有量				10		-		10		-	
	10	溶解性マンガン含有量				10		-		10		-	
	11	クロム含有量				2		-		2		-	
	12	大腸菌数				[800]		-		[800]		-	
	13	窒素含有量				120[60](*1)		-		120[60]		-	
	14	燐(りん)含有量				16[8](*1)		-		16[8]		-	
15	ホルムアルデヒド				-		-		10		-		

備考

- 単位はmg/L以下(ただし、水素イオン濃度(pH)は単位なし、大腸菌数はCFU/mL以下)。[ ]は日間平均値。
- 特定排水基準は、工場又は事業場の排水口における特定排水(浄化槽法第2条第一号に規定する浄化槽において処理された特定排水を除く。)について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- ひ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)(以下「改正政令」という。)の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 水素イオン濃度についての排水基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場及び改正政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する事業場に係る排水については、適用しない。
- 生物学的酸素要求量についての各基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量については、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての各基準は、阿賀野川水系に係る河川、信濃川水系に係る河川及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水については適用しない。
- 燐含有量についての排水基準は、信濃川水系に係る河川及びこれに流入する公共用水域(野反湖及びこれに流入する公共用水域を除く。)に排出される排水については適用しない。
- (\*1)は、業種により暫定基準の適用がある。

下水道関係法令の定めるところによる